氷見市土地改良区 理事長 山外 一郎 様

 申請者
 集
 落
 名

 住
 所

 代表者氏名
 ⑩

土地改良事業申込書

令和 年度において、土地改良施設維持管理適正化事業を実施したいので、別紙 条件を了承のうえ、申込致します。なお実施の際の地元負担金については土地改良区 指定期限までに納入することを確約致します。

添付提出書類:位置図

: 現地写真

: 事業内容

別紙条件

① 事業申込について

・事業申込は集落代表者(又は工区長)が行うものとする。また、工事中、工事完 了後も連絡等は集落代表者とする。役員交代の際には後任に引継を行うものとす る。

② 事業の取りやめについて

・土地改良事業申込書提出後は原則災害等やむを得ない事態を除き事業のとりやめ は行えないものとする。

③ 工事の際の補償について

・工事の際、私有地の使用が必要な場合に土地改良区及び請負者から土地等の賃借 料は支払わないものとする。ただし構造物を取り外した等原形を変えた場合、現 況復帰は行う。また休耕を余儀なくされた場合においても同様に作物補償は行わ ない。

④ 事業費の変更について

・地下埋設物等不測の事態により事業費が増額となった場合、増額負担について了 承するものとする。また著しい物価上昇の際も同様とする。

⑤ 施設の引渡、瑕疵保証について

- ・工事後、地元立会いにて完成検査・引渡を行う。引渡後の工事箇所の維持管理は 地元負担とする。工事区間における著しい瑕疵保証は引渡後2年間とする。瑕疵 が発見された場合は手を加えず土地改良区まで報告を行うものとする。他の工事 等の入った後の瑕疵保証は原則受付ないものとする。
- ・工事に仮設道路として田を使用した場合は地主立会い後引渡とする。施工業者にて田面復旧を行うため、田については立会い後は個人管理とするが、工事後1作目に機械等が沈み明らかに工事使用によるものと認められる場合は砂補充等の瑕疵保証を検討する。

⑥ 工事発注について

・工事入札については、氷見市土地改良区契約規則において執行する。業者の指定 は行わない。

⑦ その他

- ・事業施行において地元交渉が必要となった場合、全面協力するものとする。
- ・工事中の協議については集落代表者(又は工区長)と土地改良区監督員とで行う。 個人の要望又は意向で追加工事、申込内容外の工事は行わない。
- ・賦課金の未納者がある地区においては、解消に協力するものとする。

集落代表者	(又は工区長)	
		(EII)

事業内容

① 数量及び構造(何をしたいか簡潔に記載)

事業内容 (例)

- ① 数量及び構造(何をしたいか簡潔に記載)
 - · 水門(W2000×H1500) 1基
 - ・操作盤 1式

農業用水門が経年劣化による動作不良を起こしている。戸当り部も錆付きによる穴が開き、鋼材が寿命を迎えていることから、水門全体の更新を行いたい。また、当水門は電動式なので併せて操作盤も更新を実施したい。